

平成 31 年度甲種防火管理（新規・再）講習案内

始良市消防本部

防火管理者として必要な資格を取得するための消防法施行規則第 2 条の 3 で定める甲種防火管理講習を次のとおり実施します。

1 実施日時、受付期間等

種 別	実 施 日 時	受 付 期 間	定 員
第 1 回 新 規	6 月 12 日（水）・13 日（木） 午前 9 時～午後 5 時	5 月 1 日（水）～31 日（金）	40 名
第 2 回 新 規	10 月 16 日（水）・17 日（木） 午前 9 時～午後 5 時	9 月 1 日（日）～30 日（月）	40 名
再講習	11 月 15 日（金） 午前 9 時～11 時	10 月 1 日（火）～31 日（木）	20 名

※ 定員になり次第締切りますので早めに申込みください。

2 講習場所

始良市消防本部 3 階大会議室及び訓練施設

始良市加治木町木田 2040 番地 1 ☎0995-63-3287（代表）

3 防火管理者をおこななければならない対象物

- (1) 火災発生時、自力で避難する事が著しく避難困難な者が入所する社会福祉施設等（消防法施行令別表第 1(6)項口を含む施設）で収容人員が 10 人以上
- (2) 劇場、バー、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、病院など不特定多数の者が出入りする建物で収容人員が 30 人以上
- (3) 上記以外の建物で収容人員が 50 人以上
- (4) 劇場、バー、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、病院など不特定多数の者が出入りする複合ビル等で収容人員が 30 人以上
- (5) 上記(4)以外の複合ビル等で収容人員が 50 人以上

4 受講資格、受講義務対象者の受講期限等

原則として、始良市内の事業所に勤務又は居住する者とし、新規講習の受講資格及び再講習の受講義務対象者の受講期限等は次のとおりです。

(1) 新規講習

- ア 防火管理者をおこななければならない対象物における防火管理について管理的又は監督的地位にあるもので防火管理者の資格を有しない者
- イ 防火管理者の不在時においてその業務を代行するもので防火管理者の資格を有しない者

(2) 再講習

ア 防火管理者をおこななければならない収容人員 300 人以上の対象物等（3(3)及び(5)の建物を除く。）で、防火管理者として選任された日から4年以上前に、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了している方は、選任された日から1年以内に受講しなければなりません。

イ 防火管理者をおこななければならない収容人員 300 人以上の対象物等（3(3)及び(5)の建物を除く。）で、防火管理者として選任された日から4年以内に、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了している方は、新規講習又は再講習の修了の日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければなりません。

※ 受講期限に該当する受講義務対象者は受講するようにしてください。なお、期限内に受講しなかった場合は、適正な防火管理者が選任されていないこととなります。また、防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合は、認定を取り消されることがあります。

5 受講申込み等について

申込書のある場所と申込み先は、消防本部予防課、消防署及び各分遣所になります。申込書はホームページ（消防・救急、講習会）からもダウンロードできます。

(1) 新規講習

申込用紙に必要事項を記入し、テキスト代を含む受講料4,000円と写真（6か月以内に撮影した脱帽正面上半身像の縦4cm、横3cmで、裏面に氏名を記載したものを添付すること。

(2) 再講習

申込用紙に必要事項を記入し、テキスト代を含む受講料2,000円と新規講習又は直近の再講習の修了証の写しを添付すること。

6 その他

- (1) テキストは当日会場で配付しますので、筆記用具を持参ください。
- (2) 遅刻、早退は、修了証を交付しませんのでご注意ください。
- (3) 受付後のキャンセルについては、受講料と申込書の返却は一切いたしません。
- (4) 指定された場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (5) 駐車場は、消防本部東側にある専用駐車場をご利用ください。
- (6) 再講習受講者で防火管理者手帳又は、カードをお持ちの方は当日持参してください。

お問合せ先 始良市消防本部

所属名	住所	電話
予防課	始良市加治木町木田2040番地1(3階)	0995-63-3819
中央消防署	始良市加治木町木田2040番地1(2階)	0995-64-3133
始良分遣所	始良市平松2964番地6	0995-64-5559
蒲生分遣所	始良市蒲生町白男1948番地1	0995-52-0279